

「新型コロナウイルス感染症診察料等助成金」 申請書類の押印見直し（廃止）について

丹波市では、行政手続きの簡素化を図ることにより、市民（申請者）の皆様の負担軽減と利便性の向上を目的として、行政手続きに関する押印等の見直しを行います。

「新型コロナウイルス感染症診察料等助成金」においても、下記事項の記載により、請求書、診察報告書への押印を不要とします。

なお、見直し後も引き続き、押印した様式での提出も有効となります。

【見直しをする様式】

（様式2）診察報告書（個人明細）、（様式3）請求書

- ◎ 実施医療機関（所在地、名称、医療機関長名）とともに、連絡先（電話番号、メールアドレス）を記載することで、押印を不要とします。
- ◎ 請求書には、上記とともに発行責任者・担当者の氏名（フルネーム）・連絡先（電話番号、メールアドレス）も記載して下さい。
 - ・発行責任者及び担当者は、同一人物でも可とします。
 - ・電話番号は固定電話を優先して記載下さい。
 - ・メールアドレスがない場合は、記載していただく必要はありません。

【見直しの実施時期】

- ◎ **令和3年7月1日以降の申請について適用**
 - ・請求書、診察報告書の日付が7月1日以降のものから対象となります。

【提出方法】

- ◎ **押印の省略により、電子メール・FAXでの送信が可能になります。**
 - ・電子メールではWord、Excel、PDFのデータ形式で送信
 - ・FAXは内容が鮮明に読み取れること
- ※ 誤送信を防ぐため、初回は事前にテスト送信をお願いします。

◎ 提出書類（下記①～③） ※助成金申請の流れを参照下さい

- ① 【様式2】診察報告書（個人明細）
- ② 【様式3】請求書
- ③ 診療明細書の写し

<お問い合わせ先>

〒669-3464 丹波市氷上町石生 2059-5
丹波市役所 健康課地域医療係（健康センターミルネ 2F）
TEL：0795-88-5082 FAX：88-6315
MAIL：kenkou@city.tamba.lg.jp